

## 随意契約（相手方指定）調書

件名	学齡簿・就学援助システム標準化に伴うFit & Gap作業支援業務委託	5200566
工（納）期	令和6年2月29日	
契約締結日	令和5年8月7日	
契約金額	11,008,800円（消費税込み）	

契約相手方	富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 (法人番号：5010001006767)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>システム標準化に伴うFit &amp; Gap分析業務等に係る委託（4件）</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>（1）富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 （「保育管理システム」及び「学齢簿・就学援助システム」） （2）日本電子計算株式会社 （「住民記録システム外5システム」） （3）株式会社アイネス 公共営業部 （「手当・医療費助成システム」）</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行の準備を進めるため、各現行システムと標準仕様書との比較分析の実施について、委託するものである。                  主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記3業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、                  本件は、令和7年度末までの標準準拠システムへの移行にあたり必要となる、現行システムと標準仕様との比較分析、差異の確認を目的とするものであり、これらの作業を正確に行うためには、各現行システムの構成や特性、運用方法等に関して精通していることが不可欠となる。                  上記3業者は、各現行システムの導入及び運用保守事業者であり、各システムのソフトに係る著作権についても保持していることから、各システムに係る本件業務を実施可能な唯一の事業者である。</p> <p>現行システムを熟知している上記各業者であれば、限られた期間における円滑かつ確実な履行が期待できるため、上記各業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	